

## 第2回WG会議における主な議論について

## 〇がん・生活習慣病対策・歯科・医薬WG（開催日5月31日（水））

分野	主 な 議 論
医薬	<p>(1) 薬物乱用対策について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 薬物犯罪検挙者数の推移だけでなく、薬物使用による健康被害や二次的犯罪の事例等に関する情報を提供することも、薬物乱用防止の啓発に必要であるとの意見が出された。</li></ul> <p>⇒資料4-2 3ページ 「2 薬物乱用防止の啓発」に記載</p>



# 薬物乱用対策

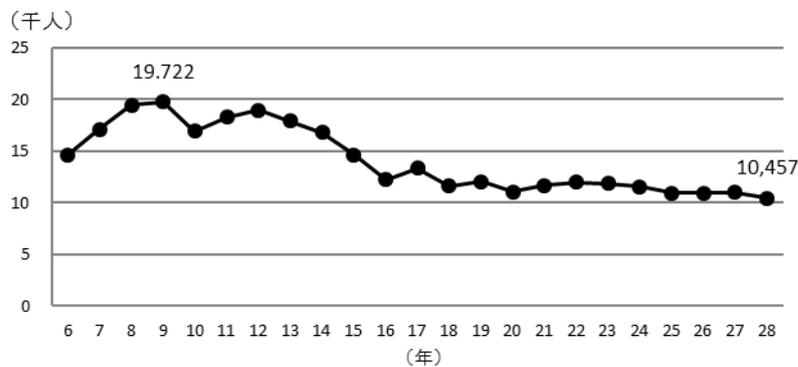
## 第 1 現状と課題

- 覚醒剤、大麻などの薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など、公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものであるため、社会全体で取り組んでいく必要があり、薬物乱用対策を一層推進することが求められています。
- 乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、MDMA、向精神薬、シンナー等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

### 1 覚醒剤

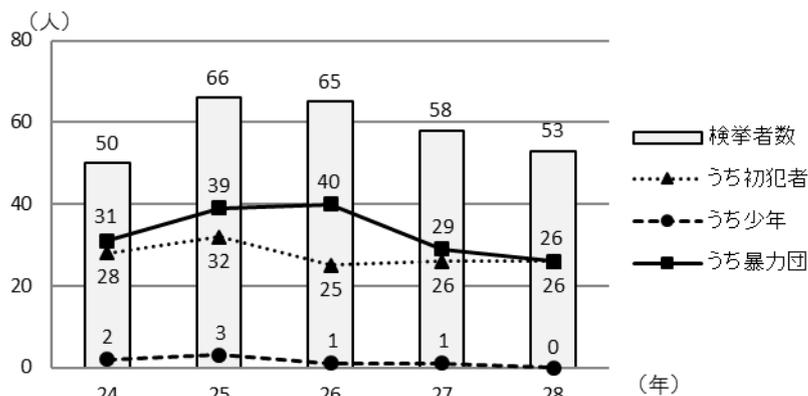
- 我が国で最も乱用されている薬物は覚醒剤であり、近年の検挙者数は平成 9 年（1997 年）をピークに減少傾向にありましたが、平成 18 年（2006 年）以降はほぼ横ばいで推移しています。
- 平成 28 年（2016 年）の覚醒剤事犯による検挙者人員の 48.5% は暴力団関係者（5,067 人）が占めており、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることが伺われます。
- 本県においても、検挙者が最も多い薬物は覚醒剤であり、検挙者の特徴としては、全国と同様に暴力団関係者がほぼ半数を占めていること、初犯者と再犯者が概ね同数であること、少年がほぼ毎年検挙されていることがあげられます。

【図 1】全国の覚醒剤事犯検挙者数の推移



(警察庁調べ)

【図 2】長野県の覚醒剤事犯検挙者数の推移



(長野県警察本部調べ)

## 2 覚醒剤以外の薬物

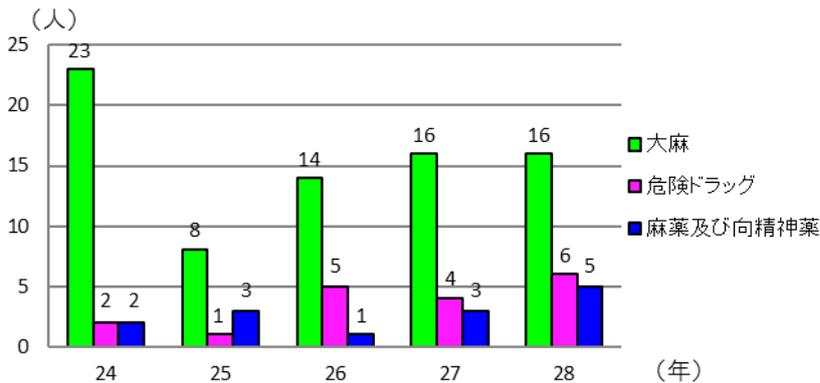
- 平成 26 年（2014 年）には、全国で危険ドラッグ関連事件が多発し大きな社会問題となり、規制及び取締が強化された結果、検挙者が急増しましたが平成 28 年（2016 年）には 5 年ぶりに減少し、街頭店舗は平成 27 年（2015 年）7 月に全て閉鎖しました。
- 全国では、平成 21 年（2009 年）をピークに減少傾向にあった大麻による検挙者が、平成 26 年（2014 年）から増加に転じ、平成 27 年（2015 年）には 5 年ぶりに 2000 人を超え、平成 28 年には更に増加しています。
- 本県では、危険ドラッグやシンナーによる検挙者は毎年数名である一方、大麻による検挙者は年によって差があるものの 5 年間で 77 名となっています。

【表 1】全国の大麻等による検挙者数の推移

年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
大麻	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536
危険ドラッグ	112	176	840	1,196	920
麻薬及び向精神薬	280	478	378	398	412

（警察庁調べ）

【図 3】長野県の大麻等による検挙者数の推移



（長野県警察本部調べ）

## 3 薬物の入手経路

- 乱用される薬物は暴力団等の資金源にもなっており、その流通経路が巧妙化しているとともに、薬物の種類も多様化しています。
- 携帯電話やインターネット、個人輸入等を使用することにより、身近に店舗がなくとも薬物が入手できる状況となっています。
- 大麻については、密輸入が減少する一方で不正栽培が増加しています。

## 第2 施策の展開

### 1 監視指導

- 医療に用いられる麻薬や向精神薬の取扱者に対する監視指導を実施するとともに、講習会を開催し、麻薬等の適正な取り扱いの徹底を図ります。
- 全国的に問題となっている大麻の不正栽培等に対し、警察との連携を図り、監視を強化して、不正大麻の根絶を図ります。
- 自生する「大麻」や、植えてはいけない「けし」の抜去を行い、これらの撲滅を図ります。

### 2 薬物乱用防止の啓発

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）や麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10月～11月）等での啓発活動を強化するとともに、薬物乱用防止指導員（373名）の活用を図り、薬物乱用防止意識の高揚を図ります。
- 教育委員会や長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、学校薬剤師等による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。
- 薬物乱用防止啓発の講習会等において、薬物乱用の現状とともに、薬物乱用がもたらす健康被害や二次的犯罪の誘発に関すること等薬物乱用防止意識の高揚につながる情報を発信します。

### 3 薬物乱用者対策

- 保健福祉事務所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。
- 薬物中毒者に対して適切な医療を提供するなど、関係機関等と連携して更生指導を行います。

## コラム

### 1 第6次計画のコラム

- 違法ドラッグ

### 2 第7次計画のコラム（案）

- 大麻について